

申12号 2018年1月期 36協定交渉

団体交渉で明らかになった課題を会社が解決しないかぎり 36協定を締結する判断はできない！！

会社が抜本的かつ効果的な具体策を示し、労働時間を適正に管理すれば何ら問題はない。

※業務部速報 No.5 1 参照

会社が「強い決意」をもってしても「あってはならない事態」が無くならなかった。踏み込んで抜本対策を確立する。

立川運転区
高崎電メセ

破棄条項付き
一年締結

繰り返される
36協定違反の
抜本対策

申12号団体交渉で明確になった主な課題

長野支社の
労働実態に対する
具体的な対応

安全衛生委員会
における
審議

組合員の声を受け止め、あらゆるデータに基づいて労働実態を把握し、適切に対応する。
全支社に展開して調査。

労働時間の適正管理
ガイドライン

36協定違反や、労働時間の実態について、勤務の実態を一番把握できる職場の安全衛生委員会で審議する。

命と生活を守るため12地本一丸となってたたかおう！！